

食品表示基準の一部改正（遺伝子組換え表示）の諮問に対する意見

2018年12月28日

日本チェーンストア協会 食品委員会委員 小松幸代

第46回ならびに第49回食品表示部会における食品表示基準の一部改正（遺伝子組換え表示）の諮問に対する消費者庁の説明及び国立医薬品食品衛生研究所 近藤部長の公定検査法の説明を受け、以下のとおり意見を申し述べます。

審議にあたり、はじめに、「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示）の監視方法の全体像を明確にする必要があると考えます。

遺伝子組換え食品の表示は、お客さまの自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現するためのものであるがゆえに、社会的検証及び科学的検証によって表示の信頼性及び分析の実行担保等による監視可能性を確保し得る表示制度でなければならないと考えます。下記のように「遺伝子組換えでない」旨の表示の適正が具体的にどのように判断されるのかが明確でないと、事業者は何を根拠に「遺伝子組換えでない」旨の表示ができるのかを判断できず、「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意）に取り組むことができません。

そこで、食品表示基準の一部改正（遺伝子組換え表示）の諮問を審議するにあたり、はじめに、「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示）の監視方法の全体像を明確にする必要があると考えます。

①（例）「遺伝子組換えでない」旨の表示がある「豆乳」の場合

行政により、店頭で買い上げられた商品「豆乳」について、現行の定性検査法で遺伝子組換え食品の混入あり（陽性）の判定を受けた場合、その商品はその後どのような手順で表示の適正を判断するのが明確ではありません。

定性検査に用いた商品「豆乳」に使用した原材料の大豆は既に当該商品の製造に使用され残存しておらず、適切に分別生産流通管理がなされている旨の書類の確認は実施できても、その原材料の大豆について新規に設定される公定検査法を実施し、遺伝子組換え農産物が含まれているか否かを確認することができません。

②（例）「遺伝子組換えでない」旨の表示がある「大豆」、「とうもろこし」以外の表示対象農産物及びその加工食品の場合

「遺伝子組換えでない」旨の表示の監視に用いられる公定検査法が「大豆（穀粒）」「とうもろこし（穀粒）」のみの公表にとどまる場合、「大豆」及び「とうもろこし」以外の表示対象6農作物およびその加工食品群の「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示）の監視は具体的にどのように判断されるのかが明確ではありません。

以上